

なっていた。

佐藤進一は「室町幕府論」<sup>51)</sup>の中で、將軍権力の確立を支える基盤の一つとして、義持継嗣と、安芸小早川家の継嗣問題を例にあげ、当時の政治思想について論考している。その中で、「協議決定が武家古来の通法に優越する価値があると考えられているのではないか」、「平和の秩序の維持を保障するものは、將軍にあつては有力大名、守護にあつては、その一族家人の支持である」として、その職に対する責任と保障について解いている。このような考え方は、やがて儒教的革命思想に裏づけられ、「十五世紀当時には、將軍権力を正当化する思想的武器となる」と。

笠松宏至は、この佐藤進一説から、「中央の儀」<sup>52)</sup>について書かれ、協議決定の優先を説いている。「強力な家臣団の支え（中央）がゆらげば、台上の公方（香炉）はひとたまりもない。しかし、香炉（上意）のない卓（中央）も無意味だ」と。

室町幕府の將軍権力とは、最初から上（將軍）と下（管領以下の家臣団）とのバランスの上に存立するものであった。

## 第五節 訴訟手続と賦

### 1 賦奉行

幕府訴訟関係の史料中に、賦・賦奉行・賦別奉行等の文言を見ることができるといえる。この賦について具体的に検討したい。

まず、訴訟手続の中で、賦という語は、時期（時代）によって意味が異なること、また、賦と呼ばれた文書も存在したこと、賦を実務する賦奉行には、どういった階層の人が就いたのか等々、史料の中から、その具体的な姿を

抽出してみたい。

まず『武政軌範』には次のように記されている。

#### 引付内談篇

一 賦事、(略)近代者、為管領之御沙汰哉、至賦式曰、令持參申状具書於管領、渡于賦奉行、請取之則伺申、無証文以下之相違者、加訴状銘、相副吹拳之折紙、遣引付之開闔、則伺申頭人、寄人賦之(略)

賦についての先行研究としては、山家浩樹「室町幕府の賦と奉行人」<sup>53</sup>が最も正鵠を得ていると思う。彼は、賦を大きく二つに分けて見ている。山家の論を要約すると次のようになる。

訴訟の進行を命ずる賦A型と、文書発給を命ずる賦B型を設定する。

A型の賦は、訴状に銘を加え、吹拳の折紙を副え、担当奉行人へ賦られ(配布)、そこで審議が開始するといった『武政軌範』に記されている、いわゆる訴訟受付手続の順序を示すものである。義教期の賦の意味は、大体このA型と考えられている。

次いで、B型の賦について、もつと端的に表現すれば、これは、奉行人連署奉書の発給を下達している文書である。つまり、判決奉書の発給を命じている文書ということになる。天文年間(一五三丁一五五五年)に、内談衆が將軍の意を受けて発給したものがあるとするが、その徴証は南北朝末期にも存在したことを紹介している。明德二年(一二三九)八月日官長者家雜掌目安状(『壬生家文書』五、一二二四号)がそれであるという。

山家はこの論文中、「賦に類する文書」を多数紹介している。彼は、文書としての賦の特徴を確認し<sup>54</sup>、賦と明記されていないけれど、そのような文書が存在したことを明確にした。それは伝奏奉書であったり、申次奉書であったり、蔭涼軒主署判の文書であるという。この山家氏の示唆は、出訴の窓口は、賦別奉行を通す以外にも存在し

たことを想起させるものである。つまり、『武政軌範』には記されていない出訴の方法があったということになる。例外のルートが存在したということになるが、これについては後述したい。

ところで次に、訴状受理における手続中、「加訴状銘」とか、「吹拳之折紙」といった文言が見えるが、それらの意味について書留めておきたい。佐藤進一は、「加訴状銘」については、訴状の端裏に訴人の名と受理年月日を記入することと論考している<sup>55</sup>。また、訴状を賦する時、折紙が同時に出されているが、これは、賦奉行の出す推挙の折紙と考えてまちがいないという。それは次の史料『康富記』から確認できる。

五日己巳、雪下、政所代三戸部許行向之政所（隱置被官也）、政所之賦取之、為付飯尾孫右衛門方也、清八郎左衛門（之之弟）、  
参会、有助言、即三戸部出逢、書出賦、令悦喜者也、目安・賦等見左、（略）<sup>56</sup>（宝徳三年十二月五日条）

鳥居和之<sup>57</sup>も、山家浩樹と大略同じ意見で、訴訟手続の流れの中で、賦の意味が大きく変化していく過程を次のように見通されている。「はじめは、訴状加銘と折紙（賦）がセットであったものが、やがて折紙が省略される。そして、蔭涼軒主の一行が出され、訴状と共に奉行人に渡るようになる」と。

また、この蔭涼軒主の一行は内談衆が発給した賦<sup>58</sup>と機能的には同じであると断言した。鳥居の論は、賦の意味の変遷を実にわかり易く説明していると思う。

それでは、この賦奉行には、いかなる階層の人が就くことができたのか。結論として、政所内訴訟では政所代、その他の訴訟については管領被官がその任に就いたと思われる。その具体的状況を史料によって観察してみよう。

次に、正長二年（一四二九）三月十五日、將軍宣下のこの日を基点にして、その前後の訴訟の受理について検討してみたい。

① 『康富記』 応永二十五年（一四一八）十一月二十四日条  
後聞、自今日管領賦被出云々（備川清元）

② 『建内記』 正長元年（一四二八）十月十七日条  
申状今朝付管領（備山義持）、乞賦之処、今日雖為賦日、依御出、管領御共之間延引云々

右にあげた①②は、義教の將軍宣下（正長二年三月十五日）以前の状況を表わすものである。②から推定できることはいくつがある。まず「今日雖為賦日」の文言から、十七日は賦の式日であること、「申状今朝付管領乞賦之処」の文言から、管領に訴状（申状）を提出し、賦をもらうということ。又、管領（亭）が提訴の受付窓口となっているということが推測される。また①から、応永年間、將軍義持の時代においても、②と同様、管領亭が提訴の受付を行っていたことが窺われるのである。  
それでは次に、將軍宣下以後の賦の状況はどうだろうか。

③ 『満濟准后日記』 永享三年（一四三二）九月十一日条  
管領上表事、連々予方へ雖申、不可披露由申切了、今日山名禪門意見、管領此門跡へ上表事申懸間、賦以下止之、重可歎申入旨、内々儀（定）云々、此条為門跡毛不可然存也（略）

④ 『室町幕府法』 追加法二〇九  
一 諸訴人庭中事 永享十一、十、十五  
致訴訟之輩、於管領政所問註所等、可申請賦之処、不經次第之儀、猥以庭中歎申之條、理不尽沙汰、甚以不可

然、但、或本奉行入引汲敵方、雖致催促、不能披露、徒送年月、或無遁避題目令出来、忽難遁其害族等外、企庭中言上者、堅可被処罪科矣

③の史料「管領此門跡へ上表事申懸問、賦以下止之」の文言から、管領が上表問題の最中、賦の発給その他訴状の受付等の業務を停止するという事態が起こったことを窺わせる。

次に④の追加法二〇九にある「於管領政所問註所等、可申請賦処」は、「管領・政所・問註所等において、賦を申請つべく処」と読み、これらの機関が賦を発給しているとするものである。これらは『武政軌範』にある引付内談篇、政所沙汰篇、問註所沙汰篇に記載されているものに相当すると考えられる。

④の史料から、義教將軍位中も、管領が賦を発給し、その受付窓口は管領亭であったことが窺われる。賦の発給が管領の所管で行なわれていることから、その実務担当者（賦奉行）は、管領被官と考えられる。次の史料に注目してみよう。

⑤ 『康富記』 嘉吉二年（一四四二）十月十三日条

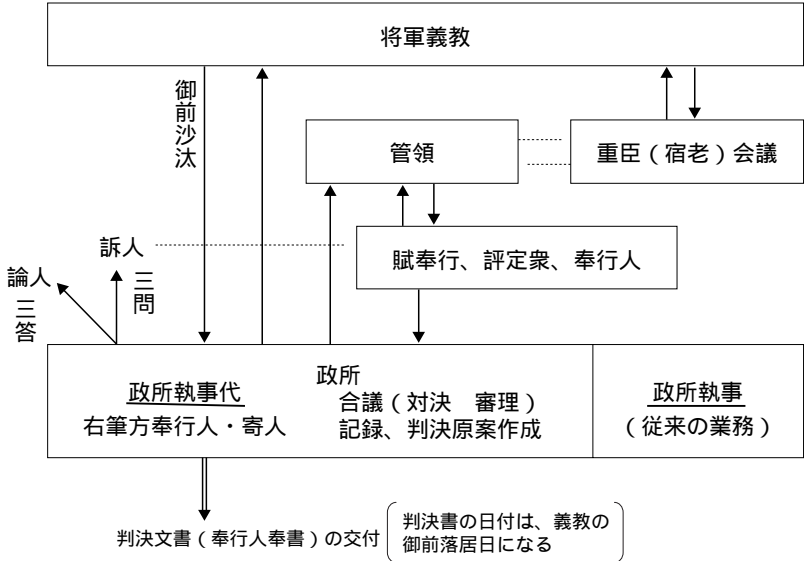
管領（持國）島山左衛門督入道雑訴之賦、自今日被出之、飯尾六郎左衛門尉・木沢・佐野等三人談合、書出目安之銘云々、毎月六ヶ日ニ可被出也、今月二日管領之衰日也、去七日者飯尾違例也、昨日又例日也、仍自明日三ヶ日連日可被出之由風聞、

⑥ 『康富記』 嘉吉二年（一四四二）十月二十七日条

（略）管領（持國）島山亭、諸人為取雑訴賦群參、賦事一日不過廿通、於所望之仁者、及数百人之間、毎日作廿、賦所望之訴人々兼令取之、以充人書給賦云々、此四五日如此云々、此儀元来無事也、雖然為訴人殊勝々々、

図6 義教の御前沙汰の手續

して管領亭で行なっていることがわかる。



注 ~ は手續きの順序を表わす。

- ⑤の史料に見える文言、「管領畠山左衛門督入道維訴之賦、自今日被出之、飯尾六郎左衛門尉・木沢・佐野等三人談合、書出目安之銘」から、管領被官飯尾六郎左衛門尉・木沢(木沢入道)・佐野らが訴状加銘の実務を行なっているのがわかる。
- ⑤⑥⑦の史料の頃は、すでに義教は倒れてなく、嘉吉二年六月二十九日、管領細川持持之が退き、畠山持国に替っている。同年十一月十七日、義教の嫡子義勝が將軍宣下をうけ、幼將軍(九歳)を戴いた幕府当局の混沌とした情勢が想像されるが、史料が示す通り、管領が幕政を主導している。訴訟窓口の賦なども依然と
- ⑦ 『建内記』 嘉吉三年(一四四三)三月十七日
- 条
- 管領(畠山持国) 自今日雜務沙汰可嚴重云々、今春正月十一日 評定始、去月十七日沙汰始如式目、其後依賀(重臣達成頼朝) 卅守護物念之儀、于今無雜訴、諸人嗟歎之処、政道再興、珍重々々

以上①～⑦の史料を概観することにより、義教期における賦業務は管領亭で行なわれていること、賦奉行には管領被官が<sup>59</sup>就任していることが明確になった。したがって、「賦」という正式ルートの業務そのものは、義持期（管領主導の時期）も義教期（専制色の強い御前沙汰導入の時期）も同じ方式がとられていたことが推測される。図6は、御前沙汰の手続きを図式化したものである。

## 2 「室町幕府法」追加法一九四条と一八三条

室町幕府訴訟制度の親裁化を考察するうえで、研究対象として提示されるのが、追加法一九四と、佐藤進一の論考<sup>60</sup>である。佐藤進一は、義教の政策の中で賦奉行の所管について論じ、賦奉行を管領所属から將軍直屬に改正したことにより、管領の地位権限を抑止し、將軍専制を推進させたと見られた。

では、將軍専制の論拠となっているこの法令を読んでみたい。

### 一 奉行人直請取訴状披露事 正長二・八・卅

論人出帯之時、参差之沙汰出来之条不可然、於向後者、上裁并賦別奉行之外、所被停止也、各可令存知矣<sup>61</sup>（「室町幕府法」追加法一九四）

この「室町幕府法」追加法一九四は、正長・永享年間に多数発布された法令（奉行人の職務規定や訴訟制度に関するもの）のうちの一つである。佐藤進一は既述論文の中で、この法令に注目し、「奉行人直請取訴状披露事」を賦奉行は訴状を將軍に直接披露できるとし、この追加法が発せられる以前のある時に、賦奉行が、管領所属から、將軍直屬に変化したと推測された。これは、「於向後者、上裁并賦別奉行之外、所被停止也」の文言に関連させての解釈と思われ、①の奉行人を賦別奉行と解されていることと思つ。

①の奉行人を賦別奉行以外の他の一般の奉行人と解釈したらどうだろうか。賦別担当の奉行人（訴訟受付の担当者）以外の一般の奉行人が勝手に訴状を受理し、披露することを禁止している法令にならないだろうか。それ故に内々のルートにおける上裁と訴訟受付担当の賦別奉行以外の一般の奉行人が、訴状を受理し披露することを禁止した法令と解釈できる。その理由は「論人出帯之時、参差之沙汰出来之条不可然」だからである<sup>62</sup>。論人は訴えられた側（被告）である。幕府から問状が出された場合は、陳状を提出する。その時に食い違いが生じ混乱など生じるのはまずいといっているのだと思う。それで③論人出帯之時以下の状況判断に役立つのが次に示す「室町幕府法」追加法一八三である。

#### 管領政所壁書

##### 一 論人出対事 正長元 十 十一

就訴状触遣之処、当知行之輩、令難洩之條、且無理歟、且造意歟、共以非正儀乎、奉書到来之後、支状出帯日数、可為十ヶ日、次論人奉行請取陳状、證文催促之時、十ヶ日間可出帯之、彼是不可過廿ヶ日、於其内者不及沙汰、若過此日限者、不謂理非、直可被裁許訴人、但至在国族者、随国遠近宜有其沙汰焉（室町幕府法）追加法一八三

この法令は、義教元服以前の正長元年（一四二八）に発給されたものであり、管領政所壁書とあるから、おそらく管領亭（畠山満家）政所の壁に張ってあった法令と思われる。管領亭で引付業務につく奉行人や管領被官らが厳守すべき法であつたと推定される。

追加法一九四では、上裁并賦別奉行以外の者による訴訟受理業務の禁止を宣言し、追加法一八三では日限を定めている。これらの法令双方から、立法者側の意志を読めば、公正で迅速な裁判の実現をめざしたものであろう。訴



の窓口を一つにしたことは、混乱が起りにくい。しかも賦奉行（賦別奉行）が受付・管領に披露（チェックがあり）、加銘・担当奉行人へ賦るといふ複数の手を経ることにより、私情が入り難いシステムになっている。つまり、親疎関係等の差別が起り難いようになっているのである。

また、賦奉行と訴訟審議の場を構成している担当奉行人とは実務の場が異なる。このように部分的に業務に携わる方法（分業）もまた、私曲の沙汰なからしめんための措置<sup>63</sup>であったと考えられる。

次に追加法一九四にある「上裁」について思うところを記しておきたい。

表向の正式なルートから訴を上程する方法が賦別奉行経由であるとして、満済・重臣・側近・義教室等から將軍に披露される内々のルートによる裁許をここで言う「上裁」と考えた。なぜなら、上裁は將軍の意志（判断）である<sup>64</sup>。

思うに義教期には、「内々」の儀が訴訟に限らず横行している。例えば「僧正云、明日披露可然、且満済者内々儀也」<sup>65</sup>、「明日、内々伺申スベシ、外様ヨリ八大館ニ付シ申スベキノ由、申入ルベキ也」<sup>66</sup>、「上様へ内々被申之処、被伺申」<sup>67</sup>、「天王寺訴訟事、上様内々被入御耳之間」<sup>68</sup>等ある。さらに『満済准后日記』には、黒衣の宰相法身院満済の「内々」、「内々之儀」が頻繁にあらわれる。「内々」と「外様」、私的と公的、「内向」と「表向」を、訴訟受理手続の上から言い分けたのが「上裁并賦別奉行之外」ということになると思う。

ここで想起されるのが、笠松宏至の「入門」<sup>69</sup>についての論考である。要約すると次のようになると思う。

「中世の裁判には、入門と入理非という二つの手続があった。裁判理念上からみれば、この二つの手続は相対するものである。入理非は、観念上の正邪の弁別ではない。実質的な制度と手続に裏づけられた裁断である。入門は観念の場における裁断である。入門と、入理非の差は、単に手続上の差などとは違う。それは中世の裁判に対する二つの立脚点を異にした理念の差である。日本中世の裁判の歴史は、この二つの理念の相克の歴史であった」と。この二つの理念とは、内々と外様の二つの考え方にも通じるものがあると思う。

追加法一九四にある「上裁」<sup>(内々)</sup>と、この「入門」の考え方の根本は同じと考えてよいのではないだろうか。したがって、「上裁」(入門)こそ、義教の専制を表現していることになり、「臆奉行之外」のくだりは、「入理非」の裁判手続を経る表向き(外様)を表現していることになる。

さて、追加法一九四が発せられたのが、正長二年八月三十日で、將軍宣下があつてからわずか五ヶ月余後のことである。

こういつた時期に、奉行人の職務規程が早急に発布された事実の背景には、公正で迅速な裁判を望む声が多かつたことを示している。そしてまた、現実にはこの法で謳われているような裁判が実施されてはいなかったことを示していると考えられる。

一般奉行人その他多様なルートから訴が持ち込まれていたと思われるが、次の史料がその一端を示している。

伝聞、武家諸奉行、人々愁訴雖經数年、不及披露、近日雖付之、或称管領命、越次第披露之、不可然、不依尊卑親疎、任次第可伺申由有仰云々

又聞、諸家被尋有愁訴人云々、政道無好悪被裁許者、尤可叶天心、珍重々々(『中世法制史料集』Ⅱ、参考資料一四七、『建内記』永享十一年(一四三九)六月廿五日条)

右の史料は、永享十一年に万里小路時房によって記されたものだが、専制君主義教の裁判の現実の姿を記したものと見えよう。義教の初政の頃は、いかばかりだったのだらうか。この史料と同じような事態(不公平でなかなか裁判の場に持ち込めない状況)が起こりつつあったのではないかと推測される。

ところで、義教は、元服(御判始)以前に御沙汰の実務を實行していたのではないかと推測される。この義教の行為の根本には、「上裁」(入門、内々)の考え方があつたからだと思つ。

この上裁の考え方の版図を拡大すると、元服以前の御沙汰の実務も、説明が付くと思えるが、この件については後述に譲りたい。

以上、本節2で論じたところは原則としてである。しかし、これらの方法（上裁并賦別奉行によるもの）の他に提訴の手段はあったのである。しかも制度的に認められた方法である。

別奉行と伝奏の制度がこれに当たる。彼らは、賦に関与することなく訴を披露の場に持ち込むことができた。次節ではこれらの制度（例外の場合）について論を試みたい。

### 3 別奉行と伝奏

#### (1) 別奉行

別奉行とは、特定の寺社をはじめ公家・武家などの権門が、その必要性のために設置した特定の奉行人のことである。別奉行制は義教が没した後、つまり、嘉吉の変以降の幕府訴訟制度の特色の一つとして考えられているものであるが、勿論、義教期にも別奉行の動きが知見される。しかし、実際のところ、いつごろから後述と同じ性格を有した別奉行は存在したのだろうか。本稿は、青山由樹、今谷明による先行研究<sup>70</sup>を指標に以下を論及していきたい。

まず、別奉行制について本格的に取り組み、その研究成果を発表したのは、青山由樹が初めてであろう。彼によると、別奉行の初見は、東寺別奉行（貞治二年）であるという。さらに別奉行の新任・退任に際しては、寺社側の要求を入れ、幕府が任命したこと等、設定や性格について明らかにした。今谷明は、別奉行の個々の在任所見等を調査し、青山由樹説を補強した。

別奉行としての寺社奉行の初見は、『吾妻鏡』建久五年（一一九四）五月四日甲子、右京進中原季時が寺社の訴を執申すべきことを命じられていること等に見えるが、鎌倉期の別奉行制についてはよくわかっていない。室町幕

府においては、義満以降から散見されるが、特に義政の時代にその活躍が著しい。

東寺・山門・石清水八幡・北野・興福寺・五山等の権門寺社や禅宗寺院に、個別に、布施・飯尾・松田・清等の幕府奉行人が付けられ、兼任していることが一般的であった。

『武家名目抄』(7)によれば、奉行人の階級等差別なく別奉行になることができたとするものであるが、実際にはどのように行なわれていたのだろうか。名目抄の文面通りにはゆかないのが実状であったと推測される。

まず、別奉行を設置した寺社等の諸権門側の立場にたてば、その主たる目的は、訴訟相論の処理や取次ぎに便宜を計ってもらうことであつたから、基本的には身分的資格でその任に就くものではなかつたが、(兼任制が認められていたため)実力のある奉行人に集中する傾向があつた。(つまり、人気のある奉行人に依頼が集中したということになる。)また、最終補任権は將軍にあつたが、別奉行の雇用申請から給与(報酬)に至るまで、両者の契約関係は、私的で個別的な関係であつた。その契約に幕府が介入することはなかつたが、その職務についてはまったく公的と受け取られた。このように、公的な部分と私的な部分が融合仕合つて、余りはつきり区分されていないところが室町時代の特色でもあつた。

さらに、注目すべきことにこの幕府奉行人に見られる別奉行制は、当該期における伝奏の役割と共通する点が多いことである。この点については、次節②室町殿と伝奏でふれている。

さて、ここでは、主として寺社側にとつての別奉行設置の有益性について検討し、御前沙汰との関わりを考へてみたい。

次の史料が別奉行の性格をよく語っている。

① 『政所内談記録』寛正二年(一四六一)六月廿五日条(72)

披露之題目一箇条、治河久我殿之別奉行之間、不及賦之儀披露云々

② 『右同記録』 同年九月六日(癸未)

(開闢)  
飯左大御料所小吉野事、無賦

①②の史料(これらは寛正年間に作成された政所内談における裁判の記録である)によると、別奉行扱は賦が不要ということになる。①にある別奉行治河とは、治部河内守のことで、この時期久我大納言家の別奉行を引き請けていたことがわかる。②の飯左大とは、飯尾左衛門大夫のことで開闢の任に就いていたことが知見され、賦は不要だったことが読み取れる。義教期においても右の引用史料が示す寛正年代と大方は同じであったと考えられる。前述の青山由樹も、「特定の寺社等を個別に担当する奉行人(十五世紀中頃以後、別奉行と呼ばれるもの)は、訴訟受理の権限を持っていた」と論及している<sup>74</sup>。

したがって、別奉行は、提訴の方法として、管領被官が就任している賦の窓口を通さず、訴を披露の場に持ち込むことができた。そしてまた、この提訴の仕方は、時によって、管領に關与されることなく直に將軍に披露できることも意味した。つまり、御前沙汰披露も可能な立場にあった。したがって、別奉行の自由な判断で、訴訟を迅速に処理することもできたのである。

このような特権とも言つべき権限を有する別奉行らは、寺社側にはどのように写ったのだろうか。

彼らの立場からみれば、別奉行の有する特殊な職業的位置を利用したくなるのは当然である。所領年貢をいかにすれば免除されるかといった直接的な損得面の上から、また、幕府で新しく法令が発布された場合なども、その情報を早急にキヤッチできたわけである。寺社側にとって別奉行は、有能で便利な存在であった。そしてまた、彼らの文筆の力は、訴訟関係には欠かせないものであった。それ故に、寺社は別奉行に対し、金品の贈与等の経済的援助(支出)を行なったとされる。青山由樹も先行研究の中で、東寺の例を挙げ、「東寺の東寺奉行(東寺担当奉行)

表1 義教期における別奉行兼任状況一例

飯尾為行	東寺、南都興福寺、春日社、吉田社、八幡、東福寺、唐船、臨川寺、西芳寺、貢馬、関東、以上十一の別奉行を兼任。その他の侍所開闔、式評定衆、御前奉行
飯尾為種 (永祥) (? 1458)	東寺、八幡宮、北野社、山門、南都興福寺、関東、賀茂社、祇園社、仙洞、妙光寺、政所執事代、公人奉行、神宮開闔、御出奉行、御内書右筆、公帖奉行、式評定衆、御前奉行
飯尾貞連 (? 1455)	石清水八幡宮、園城寺、鎮西、異国、唐船、公武門役、東大寺、建仁寺、如是院、不壞化身院、吉田社、政所執事代、式評定衆、御前奉行
斉藤基恒 (? 1471)	北野社、公武門役、吉田社、平野社、川上過書、西芳寺、政所執事代、神宮開闔、頭人、式評定衆、御前奉行
清 秀定	東寺、南都興福寺、公武門役、政所執事代、御前奉行

出典 「撮壤集」、「斉藤基恒日記」、今谷明「室町幕府解体過程の研究」、「室町幕府諸奉行次第」。

に対する意の用い方には注目させられる」としている。

一方、別奉行側の立場からすれば、家の収入が増え、豊かな生活が期待できるところから、相手サイドから指定を受けるといくつでも兼任した。奉行人は総数としては多数存在したと思われるが、有力な奉行人に集中する傾向が見られるのは、このような理由によるものである。

義教期に限って見た場合、五人の奉行人に集中しているのがわかる（表1参照）。彼らは、御前衆であり、即、本奉行になれる奉行人である。それでは次に、既述中原康富が書き残した日記の次の部分に注目してみよう。

① 『康富記』嘉吉二年（一四四二）十月十三日条

（略）毎月六ヶ日二七可被出也、今月二日管領之衰日也、去七日者飯尾違例也、昨日又例赤口日也、仍自明日三ヶ日、連日可被出之由風聞（略）

② 『康富記』嘉吉二年十月廿七日条

（略）賦事、一日不過廿通、於所望之仁者及数百人之間、毎日作籤廿賦所望之訴人、兼令取之、充人書給賦云々、此四五日如此云々

右の日記①が伝えるように管領の都合や衰日（徳日ともいう。万事に忌み慎むべき日とする凶日）等の時は、賦の受付が閉鎖されたことや、②が示すように提訴のために数百人が群参したこと、式日の受理は廿通とされ、二十のくじが作られたことなど、提訴が受理に至るまでの苦勞の程が察せられる。大寺社、権門側にとっては、このような現状を打破するために、別奉行の存在は、欠かせないものであったことが推測される。多少出費が重なったとしても採算が合うと思われていたのだろう。御前沙汰における將軍御前の披露の場では、奉行人一人の披露件数は三ヶ条とされていたから、奉行人の自由の意思で飛越披露も行なわれていたことが想像される。

一方、このような立場を利用した奉行人らの不正な行為も当然あったと推察される。次に示す『看聞御記』の記述に、奉行人らの不正（奸曲）一件が見られる。

一 不限山門奉行、諸奉行搆奸曲不致廉直之披露之條、緩怠之至誠而有余者乎、殊飯尾肥前（為種山門奉行）、同大和（貞運）、不経管領辺次第之沙汰、直掠申公儀之条、背御沙汰大法事、（永享五年七月廿四日条）

①②の日記にあるような厄介な状況に巻き込まれないためにも、寺社側にとっては自己と契約関係のある別奉行は大切な存在であり期待のもてるものであった。訴訟を簡便に早急に進行してくれる有難い存在だったことが推察される。応永三十年正月二十一日、別奉行飯尾清藤に礼銭加増の文書が残されている（『東寺百合文書』）。

ところで、十四・五世紀は、庄園崩壊期と見るのが一般的だが、その流れの中にあつて、領主ら（諸寺社権門側）は安堵の再確認や庄園押領紛争に明け暮れた。そこで幕府へ訴え出ることが打開策と考えられたのである。要するに、解決策として幕府権力を頼んだということになる。

同じような意味合いから幕府の力を頼み、幕府へ提訴し、それを有利にし、しかも迅速に運びたいがために公家が室町殿の家礼となつて仕えたという事態は、よく知られているところであるが、このルートの訴訟も既述「入

門」の範疇に入ると言えるのではないだろうか。

最後に一つ疑問として残ったのは、公私の区別が明確ではなかった時代とはいえ、寺社側から個別に指名し<sup>76</sup>、個別的に契約し、手当もすべて寺社側が負担している、そういう立場にある奉行人（別奉行）が、なぜこんなにも深く公的な訴訟に立ち入ることができたのかという点である。

既述した如く、最終的には將軍が任ずる形をとっていたからということになるのだろうが、それでは、この制度の將軍にとつてのメリットとはいったい何だったのだろうか。寺社本所側の訴訟を優先的に処理する保護と迅速化にあつたのだろうか。案ずるに、この状況は、専制將軍義教といえども、寺社本所側の勢力は侮り難く、大きな存在であつたことの論証の一つになり得るのではないだろうか。言い換えれば、この制度を通じて寺社本所側を慰撫し、幕府側に引き付け、統制下に置くという政策であつたのだろうか。

## (2) 室町殿と伝奏

伝奏が公家の職制の一つとして確立したのは後嵯峨院政期と見られている。政務処理（文書の発給に限つての場合）の制度で説明すると、伝奏が院の仰を伺い、これを奉行に伝える。これを承けた奉行が御教書を発給する体制である。この奉行には蔵人・弁官などが就いたが、伝奏自身もなることができた。

南北朝の内乱以後は、伝奏の性格が変化してくる。元来、公家である伝奏が、室町殿に近侍することが多く見られるようになること、幕府の吏僚的性格が強まること等に変化が生じたと言えよう。この状況は、家礼制を利用し、王朝貴族を足利政権の体制の中に組み入れたことを示している。旧来、公家が保持していた国家的諸権力を、室町殿が吸収し、公武に対し専制支配を行なうことになる。こういった室町殿と公家との関係は、多少の差はあるが、義満から義政までの頃が最も盛んであつた。つまり、武家の力が伸長したということに他ならない。伝奏は、公武に伺い申す「公武共用の性格」を持つ役職であつた筈だが、實質的には室町殿の下に置かれ、この状況は公家社会



に対する武家の専制支配と言つべきものであった。この専制的傾向は、義教時代に顕著であり、それは特に、祈禱を命じる伝奏奉書の中に読み取ることができる。

応仁の乱以後、伝奏は序々に朝廷側に吸収されていくが、これは本来の公家の制度の中へ戻っていくということになる。

元々、伝奏は公家側の利益を代表するものであったし、彼らが室町殿の家礼・家司となつたのは、自己の所領を安全に確保したいという目的があつたことによる。当該期には、公家や大寺社の領有する本所領が、武家等の在地勢力によつて押領されるというケースが処々に発生した。これに対抗するため、幕府の力を頼み、室町殿に接近していったというわけである。その室町殿家礼となつた公卿（伝奏）を自己の吏僚の如くに使い、大政官機構をそのまま支配下にとり込んでしまったのが、伝奏を利用した室町殿の公家支配である。したがって、幕府の衰退化と共に、再び朝廷側に移行していったのは当然の成り行きである。

伝奏奉書については、次節で扱うので、ここでは、義教期の実態を当時の公家の日記等から覗いてみたい。伝奏補任に関し、院・幕府・伝奏の動きを史料中に追ってみると次のようになる。

① 『建内記』 応永出五年（一四二八）二月廿三日条

先是向三（滿茂）宝院僧正、（万里小路）三人同道也、示今日之儀、是御沙汰之次第先日示送之間也

② 『満濟准后日記』 正長二年（一四二九）二月廿五日条

南都伝奏事、万里小路大納言（彌光）尤宜候、可被仰付歟事、次賀茂社伝奏事、勸修寺中納言宜候、同可被仰付歟事、以広橋中納言（輝光）可申入仙洞之旨被仰出間（略）

①②から、幕府側の推挙（指名）により、補任されていく経過がわかる。しかし、右の史料にもある如く、伝奏の補任権は依然として朝廷側にあることを忘れてはならない。この点が日本中世史の上に占める朝廷の位置付けで、どこに補任権があるのかを考えることは重要である。

次に、伝奏の仕事の内容について考えてみよう。

義満が將軍となる以前から、武家側は公家側の政務を實質的には左右していたと言われるが、それは、武家執奏によってである。この役を果たしていたのは、関東申次の系譜をひく西園寺家である。武家は、この武家執奏を通じて、武家側の意向を伝奏を介して公家側に伝えていた。

しかし、室町殿が公家の政務を吸収したことにより、直接伝奏をもって武家の意向を公家側に伝えることができなくなったのである。この状況は、武家執奏の存在を無意味にするものである。

先引②に示されている広橋親光中納言の動きは、旧来なら、武家執奏（伝奏（院執奏））の順序を経るものであった。しかし、この伝達経路に変化が生じてきたのである。

武家執奏が果たしていた職務を、伝奏が行なうようになった経緯を、満済は次のように日記に記している。左に示す史料③によると、「（一三六八―一三七五） 応安比マテ八西園寺末武家執奏也」とある点が注目される。

③ 『満済准后日記』 正長二年（一四二九）三月九日条

今度之御進物以西園寺可被進歟事、（一三六八―一三七五） 応安比マテ八西園寺末武家執奏也、仍執進歟、近年西園寺非武家執奏之儀、当御代已伝奏三人万里少路大納言、勸修寺中納言、広橋中納言、被定置上八、以彼三人之内可被進之條尤可宜候歟、次兩御所何ヲ本二可被進事。愚意之趣御治世ノ院ニテ御座之間尤仙洞へ可被進歟。（略）

右は、満済の見解として書いている部分だが、（一三六八―一三七五年）には満済も生まれていないか

ら、(満濟誕生は永和四年) 多少のずれはあったとしても、森茂暁説に大略一致する。

森茂暁の『南北朝期公武関係史の研究』(7)によれば、西園寺実俊の武家執奏としての活動は、永徳年間(一三八一—一三八四年)で終結するとある。

さらに満濟は右の日記の中で、「近年西園寺非武家執奏之儀、当御代己伝奏三人万里少路大納言、勤修寺中納言、広橋大納言、被定置八、以彼三人之内可被進之條尤可宜條歟」と言っている。武家執奏西園寺が行なっていた儀を当御代は伝奏が執進する旨を明言している。これは、西園寺実俊が活動を停止した永徳年間から、伝奏万里少路嗣房が登場することに一致する<sup>78)</sup>。この時、嗣房は義満の家礼であったと考えられる。武家執奏の職務内容を受け継ぎ、さらに拡大化していったのが伝奏の任務であったことは明らかである。

③の史料が示す時期に、武家執奏から、伝奏への移行が考えられるが、次に、伝奏の政治的位置は、具体的にはどのようなものであったのかを④と⑤の史料を通して観察してみたい。

④ 『大乘院寺社雑事記』 文明三年(一四七一) 閏八月廿三日条

一 南都伝奏事、上古八以南曹弁每事申入公家、近来号伝奏、別而被付奉行、公家武家二伺申者也、(略)

⑤ 『建内記』 嘉吉元年(一四四一) 十月十九日条

南都伝奏事、関白給使者木幡中将推豊朝臣 示承云、近日不被置伝奏之間、社家訴訟等相積云々

④⑤の史料から、伝奏が將軍に近侍し、訴訟の窓口になっていたことは明らかである。

④⑤に示されているような政治的な位置があったからこそ、伝奏は幕府の賦を通さず、直に訴を披露の場へ持ち込むことができたと推測する。

身分的には、伝奏には公卿（三位以上）がその任に就くものであった。

(3) 伝奏奉書を読む

『建内記』永享元年（一二四九）七月十一日条に、万里少路時房が將軍義教の仰を奉じた記述がある。

このくだりを概略説明すると、時房（南都伝奏）のところに大乘院僧正経覚の使者がやってきて、豊田中坊と井戸某との相論のことについて訴える。豊田中坊は大乘院側、井戸は一条院側である。

先日、下知を下さったが猶以て叙用されてはいないと言つのである。二度目の下知ということもあって、時房は次のように記している。

「予申云、不可不応上裁、縦雖及異儀、雖何度被仰下之条可然事也、仰曰、管領可成御教書歟、可為予下知哉、予申云、付伝奏可成御教書之由彼使存之歟、仰云、時房可書出之」とあり、伝奏（時房）が御教書を発給することになったのである。そこで兵革の企を止めるべく仰を奉じ、大乘院と一乗院宛の奉書を各一通発給することになる。万里少路時房奉書（伝奏奉書）を次に引く。

- ① 豊田中坊与井戸確執事、不拘御制止及兵革之企云々、太不可然、云本人云与党、速可止濫吹御沙汰之旨、嚴密可有御下知御門徒等之由可申旨候、恐惶謹言

七月十一日

時房

大乘院殿

追啓

有訴訟之題目者、任理非於上裁、穩可申所存之旨可有御下知之由、同被仰下候、

② 豊田中坊与井戸確執事、及兵革之企云々、太不可然、云本人云与党、速可止濫吹御沙汰之旨、嚴密可有御下知之由可申旨候、恐惶謹言

七月十一日

時房

一乘院殿

追啓

有訴訟題目者、任理非於上裁、穩可申所存之由可有御下知之旨、同被仰下候、

①②に示した如く、將軍の仰を伝奏万里少路時房が奉じている。南都に対する將軍の命は、伝奏が取り扱うのが普通であったことが、①②の経覚訴の一件で推察される。つまり、伝奏が寺社権門の訴訟窓口になっているということが、ここでも判明するが、注目すべき点は追啓（追伸）の部分である。

「任理非於上裁、穩可申所存之旨、可有御下知之由、同被仰下候」とある。上裁により、早急に判決が下されたことが推察できるといふものである。

つまり、南都伝奏の時房によって、御前沙汰の場に提訴され直断が下されたことを示している。

①②は、文書の様式から見れば、相論当事者などに決定の通知を伝える伝奏奉書である。大乘院と一乘院とに「速可止濫吹」として、仲裁説得の内容になっている。

ところで、伝奏奉書の性格を的確に捉えることが、本節の目的の一つだが、ではなぜ、伝奏（本来的には公家）が、將軍に直に訴訟を披露し、判決を引き出し、時には伝奏自身が判決文（伝奏奉書）まで発給できたのかという疑問が生じる。そこで家永（81）、富田（79）、富田正弘（80）による先行研究をもとに伝奏奉書の権限・役割について考えてみたい。家永（81）は、富田の論を引用しながら、伝奏奉書の性格を分析した。

家永によると、伝奏奉書には三つのタイプがある（但し、宛所から分類した場合である）。

- ① 相論の当事者などに発給される決定通知（判決奉書）
- ② 公家（奉行）に対する職務執行命令
- ③ 幕府（奉行人）に対する職務執行命令

富田正弘に<sup>82</sup>よれば、本来的な伝奏奉書は、②に該当するものであるという。即ち、朝廷内部の奉行宛の手続文書で、御教書を発給させるための伝奏奉書ということになる。

①は、院宣や綸旨の代用として、南北朝期に出現したとする。これは、直接当事者に伝奏から宛てる形をとり、まさに御教書の代用である。

③は、公家文書には、今まで先例のないものである。これは武家文書というべきものである。

しかし、家礼制を取り込んだことにより、義満〜義政期に例をとれば、「將軍の仰を奉じる伝奏奉書」とは、これら①②③を抱合した性格を有するものになっていた。だから所領の安堵や、訴訟等には、自ら奉行に指図したり、伝奏奉書（決定・通知）を発給できたのである。元来、院中における伝奏は、公卿（現任・散位）や蔵人頭が補されるもので院の重要な臣であった。その重要ポストの臣が、同様に室町殿に仕えたわけだから、將軍にとつても重要なブレインであり、彼らが將軍の意見諮問等に預かったのは当然であろう。

伝奏は將軍義満の家礼である。そこで、將軍の仰を奉じる家礼の奉書が、③タイプの伝奏奉書となった。それが機能を拡大した結果、前述の①・②のタイプの伝奏奉書の機能をも吸収した。それが①②に示したような伝奏奉書ということになる。したがって、公家・武家双方に関わる主従制の拡大に伴い<sup>83</sup>、伝奏の役割（機能）も変化しているが、その職務内容には、既述の別奉行と類似するところが多いことがわかる。

義満の公家支配の方法は、義持・義教・義政へと受け継がれた。室町殿にとつて得意の絶頂期であったことが想

像される。

永享四年（一四三二）、義教が家司を十一名補任したことを『師郷記』は伝えている。

廿七日、今日被補室町殿家司了、十一人也、雅永朝臣左中将・為清朝臣少納言大内記・知俊朝臣大藏卿・忠長頭（五季）右大弁・永豊朝臣左兵衛権佐・明豊藏人左少弁・長淳藏人權右少弁・高経勘解由次官・資任左衛門佐・雅親左少将・実勝徒（滋野井）』、『師郷記』永享四年四月廿七日条（）

右の記述は、公武に君臨する將軍義教を彷彿させるものであるが、次いで、訴訟制度の上から、伝奏と將軍との關係を書き加えておきたい。

伝奏が將軍から意見を求められたということは、伝奏が裁判の判決にも関わりをもったということになり、この状況は御前沙汰体制における伝奏の位置付けとして重要である。

既述『御前落居記録』中にもその例三点が認められる。伝奏に意見具申を求めたものは次に示す①と②、評定衆と伝奏の両者に意見を求めたものが③である。  
これらの史料について検討してみよう。

- ①造酒正師俊与中御門大納言家雑掌相論酒鑑役事、理非之段被尋仰伝奏三人訖、然間万里小路大納言・勸修寺中納言・広橋中納言、意見状分明之上者、可被付師俊之由被仰下訖、仍被成奉書者也（『御前落居記録』永享二年十一月廿三日条）

義教が伝奏三人に意見を求め、意見状が作成され將軍に披露された。それによって造酒正師俊有利の判決が下さ

れたことがわかる。訴の内容が酒鐘役のことであり、朝廷側の人間が当事者だったために伝奏に意見を求めたと推測される。

①織部正員職与経師良秀相論織部司町地事、(略)勘旧記可被注申之由、被仰伝奏訖、仍貞治比秀職参役数十箇年無違失、員職相続奉公仕之旨、万里小路大納言・広橋中納言各被注進之間、任先日之勅許、可被返付員職仰地方頭人可被成下奉書也矣(『御前落居記録』永享四年三月八日条)

論所が京都ということで地方頭人に奉書の発給命令が下達されている。「勘旧記」とあるから、旧記(裁判史料)が保存されていて、伝奏がそれを先例として、注申している模様である。また、「任先日之勅許、可被返付員職」とあり、員職に有利な判決が下されたことを示している。

①細河駿河守氏家与和田中務丞親直相論参川国平田庄事(略)所詮、糺明之处、於違背之科者不及子孫之由、伝奏雖被勘申、如評定衆等申者、被付替地於和田之後、可被返下駿河守云々、将又応永六年駿河守知行段無子細之旨、守護人代氏家越前守以罰文注進之上者、奏事不実之過難遁者乎、仍於当庄者被返付氏家、至親直者可被下替地之由、共以被成下御教書訖(『御前落居記録』永享三年十一月廿七日条)

伝奏と評定衆の双方から意見を求めている例である。伝奏が「於違背之科者不及子孫」と勘申している点、評定衆が「被付替地於和田之後、可被返下駿河守」といつている点が注目される。つまり結果として、細河駿河守氏家に平田庄返付の判決が下され、和田親直には替地が給与されるという、二通の御教書が各々へ下されたことがわかる。中世における折中の考え方がこの判決には、取り入れられていることが知見される。



ところで、次の『看聞御記』にも、伝奏に意見を求めている記事が掲載されている。これは、内々のルートによる義教の裁許例である。左に掲載しておこう。

(略) 抑山前庄事、両三年付奉行清和泉守訴訟申、近来領主徳光院、京極中納言是と三方相論也、被経御沙汰  
両伝奏万里少路大納言、広橋中納言、意見可申之由被仰、而面々意見状遅々、己向所務之間、内々就入江殿申  
落居之間、可被置所務於中之由以西雲菴伺申、御意無子細可有奉行二下知之由承、成安堵之思珍重也(略)  
(『看聞御記』永享二年十月十四日条)

一、三年の間継続している山前庄の訴訟について、御所様より伝奏に意見の諮問があつたにもかかわらず遅々と  
して意見状の上程もない。そういった状況下、内々に入江殿(義教の身内筋)より口入があつた模様で、「中に置  
く」が義教の認めるところとなつた、「奉行二下知之由承」とあり、内々のルートによる落居を伝えるものである。  
(「中に置く」というのは、当事者双方に対して、論所の所務に關与することを禁止することを意味する。)

以上、伝奏が將軍の意見諮問に与つている実状を史料の中に見ることができた。史料中からは確かに、伝奏の  
「將軍意志決定への参加」が認められた。

①では、「意見状分明之上」「可被付師俊」とあり、まったく伝奏の意見通りに判決が下されているのがわかる。

②では、「勘旧記」の表現から、先例照合などの実務も伝奏が行なつていたことが窺われる。義教は、意見具申  
に關し、彼らの能力を買い、かなり登用していただろうか。

③は、義教にとって判断のむずかしい懸案事項だつたと思われる。伝奏と評定衆の双方に意見を求め、最終的に  
は「折中」で落居となつている。

『看聞御記』の記事は、内々の強さ（入江殿口入）を感じさせる。

訴訟制度上における伝奏の職務権限をまとめとして大略記すと、「訴状受理の窓口、披露、奉行人に訴の進行指示、時には意見諮問、意見状作成（実務）、さらに自署の伝奏奉書で決定を通知することができる」ということになるだろう。前にも述べたが、伝奏と別奉行は、訴訟処理という手続の中で、類似点が多い。しかし関与できる権限が伝奏と別奉行とは大きく異なることは前に見てきた通りである。伝奏は三位以上の公卿が任せられるものであり、自署により判決文書を作成することができた。これに比し、別奉行は自署では作成できない。担当者（右筆方奉行人）に伝えるだけである。

幕府側から見れば、王朝勢力吸収の方策として伝奏制度は有効であり、將軍権力（武家の力）を天下に誇示できるものであった。

また、寺社本所勢力の拠点となっていた南都における寺社伝奏の果たした役割も大なるものがあつた。公家のもつ伝統的な力を利用することにより、幕府開創以来、武家が立ち入ることができなかった領域にまで足を踏み入れることができたのである。公家の伝統が染みついた京都で武家が君臨できた大きな要因は公家の制度をとり込んだところにあつたと断言できよう。

## 第六節 右筆方と意見

義教期の御前沙汰における意見は、必須の条件ではなく、意見を徴るか否かは將軍の意思によつた。將軍が判断に窮したり、自己の解釈に自信が持てない時など、先学の師や法律事務官（奉行人）に意見を求めたと思われる。それは『御前落居記録』のすべてに意見が徴られているわけではないことから明らかである。この状況は、意見制確立以前の義教の御前沙汰の性格を表わしているといえよう。